

# 学びの多様化学校設置検討委員会設置要綱

(令和6年5月15日決裁)

改正 令和7年3月24日決裁

## (目的及び設置)

第1条 金沢市教育委員会は、学びの多様化学校の設置について検討するため、学びの多様化学校設置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (検討委員会の役割)

第2条 検討委員会は、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、学びの多様化学校の設置に関する事項を審議し、答申する。

## (組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者、関係団体を代表する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和8年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第5条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときには、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 検討委員会は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、議事に關係のある者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

## (庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、学校指導課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和7年3月24日改正）

この要綱の施行の際現に委員である者の任期については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。